

# 青森県における知的財産による 新事業等の創出の推進について

青森県商工労働部新産業創造課 中野 顕

## 1. はじめに

青森県では、2008年に県基本計画を策定し、2030年における「生活創造社会」の姿として、「<sup>なりわい</sup>生業」に裏打ちされた豊かな「生活」が実現された社会を掲げています。

これは、県民一人ひとりが社会で輝いて生きることのできるための基盤となる「生業」を持った社会を目指そうとするものです。

このような社会を実現するためには、県、事業者、大学、試験研究機関、金融機関その他の関係機関が連携し、ニーズを踏まえた新商品や新事業を創出するとともに、安全で良質であり、かつ安心できる農林水産物の地域ブランドを確立することによって、本県の産業活動の付加価値を高め、県民の豊かな生活を支える「生業」づくりに取り組んでいくことが不可欠であると考えています。

この「生業」の源となるのは、特許、商標、著作物等の「知的財産」であり、県民の豊かな生活を支えるものであるという考えから、県は、知的財産の創造、保護及び活用による新事業や付加価値の創出の重要性を広く周知し、知的財産による新事業等の創出が最大限発揮されるような環境を整備していくこととしています。

## 2. 条例制定の背景

本県の産業構造は、農林水産業、建設業、政府サー

ビス生産者の割合が全国と比べ著しく高く、経済波及効果の高い2次産業の割合が低いことが特徴となっています。

また、県内生産のみで県内需要を満たすことができず、多くの商品及び役務を他の都道府県から調達せざるを得ない状況にあり、生産活動によって生み出される付加価値額も低くなっていること等から県民所得が全国でも最下位クラスにとどまっています。

このため、県では、2006年3月に知的創造サイクル推進方策を策定し、知的財産の創造施策として、公設試験研究機関の研究開発面での取組強化、産学官連携の推進を実施し、知的財産の保護施策では、県有特許の出願目的の明確化、目的に応じた知財の適正な管理を実施し、知的財産の活用施策では、県有特許等の技術移転活動の展開、知財情報提供の充実、技術ニーズ、シーズのマッチング活動の促進を実施してきました。

しかしながら、知的財産を活用できているのは、一部の企業に限られていること、知的財産に関する情報の一元化ができていないことから十分に新事業等の創出が促進されるまでに至っていない状況にありました。

資金、専門的な人材が不足している本県にとって、知的財産は、有力な経営資源の一つであり、知的財産の活用を重視した施策の積極的な推進が不可欠であるという認識の下、県は、2009年3月に、「青森県知的財産による新事業等の創出の推進に関する条例」を制定しました。

この条例は、知的財産の創造、保護及び活用による新たな事業及び付加価値創出を推進していくための施策となる基本となる事項を定め、県が責任を持ってその施策を計画的、総合的に実施していくとともに、事業者の取り組みを大学等、金融機関、行政が連携して支援していくことで、本県の経済の健全な発展、本県における雇用の場の創出及び県民生活の安定向上に寄与することを目的としています。

### 3. 条例の主な内容

以下、条例の概略について、簡単に説明します。

#### (1) 県の責務

県は、知的財産の創造、保護及び活用に関する施策を推進することで、本県における新たな事業の創出等を図り、最終的に本県の経済の健全な発展等を目指すこととしており、知的財産の有用性に関する啓発など基本的な施策の実施から事業化、商品化を行う上で、知的財産を活用した事業化のための支援を行うことを定めています。

#### (2) 事業者の取組

事業者が知的財産を活用した新たな事業の創出等を図ることは、本県の経済の活性化等にとって大変重要なことです。

しかし、本県事業者の知的財産に関する理解と関心の度合いは低く、知的財産を活用した事業活動が少ない状況にあります。

したがって、事業者にとっては、県による啓発活動等を通じて知的財産に関する理解と関心を深めるとともに、あくまで主体的に、知的財産の創造、保護及び活用に取り組むことを期待してこの条項を設けています。

#### (3) 大学等の取組

知的財産の創造において大変重要な役割を果たす大学等ですが、特に、大学及び高等専門学校については、憲法により、学術研究活動やその成果の発表について公権力により妨げられないとする「学問の自

由」が保障されています。

このため、本来は、県が大学等に特定の役割を期待するべきではないが、研究開発等に十分な資金的、人的資産を投入することが困難な中小企業・ベンチャー事業者にとって、大学等の持つ技術シーズ、設備、知見を活用することは、新たな事業の創出等を図る上で有効な手段であると考えられることから、県は、そうした役割を大学等に期待してこの条項を設けています。

#### (4) 金融機関の取組

金融機関も本県の産業振興と取引先の支援を目的に、現行の融資に絞った支援策だけでなく、ベンチャー企業や、技術を持った企業への育成、ファンド等の拠出や産学官連携推進会議の参加による情報交換により地域に貢献しています。金融機関には引き続き、事業者の資金調達等において、重要な役割を果たすことを期待してこの条項を設けています。

#### (5) 産学官金連携の強化

中小事業者は、大企業に比べ新技術・新製品の開発に十分な資金、人的資産の投入は困難な状況にあります。

このため、豊富な技術シーズを有する大学等との共同研究、技術移転等が必要とされることから、県、事業者、大学等、金融機関その他関係機関の連携の強化を図ることを定めています。

#### (6) 啓発活動

事業者が、知的財産の創造、保護及び活用による新たな事業及び付加価値の創出を推進していくためには、「『知的財産とは何か』を知る」「優れた知的財産を創造する意欲を持つ」「優れた知的財産を活用しよう心がける」「他者の権利を侵害しないよう努める」ことが重要になってくることから、県では、知的財産制度の研修会等による知識の普及、広報活動など知的財産に関する啓発を図っていくことを定めています。

#### (7) 相談処理体制の整備

これまで、県、社団法人発明協会青森県支部、青森県知的所有権センターが、知的財産権取得手続、

知的財産権の活用方法、知的財産権侵害への対応等、個別に相談対応を行ってきましたが、必ずしも相談を希望する者にとって相談しやすい体制とはなっていないとはいえない状況にありました。

また、中小事業者にあっては、自前で知的財産の管理、活用戦略の策定等を担当する部署を設置する余裕もないことから、それをサポートする機関も必要とされているところです。

このため、県は2009年4月に「青森県知的財産支援センター」を設置し、特許、実用新案等のあらゆる知的財産に関する総合的な相談に対応していくこととしています。

森県支部の3つの機関を県庁内の一つのフロアに集約し、知的財産に関する相談等に対し包括的に対応できるようにするとともに、県関係課との情報共有や連携を強化することにより、支援が必要な事業者に対し、連携した支援が行えるような体制を整備しました。

技術的課題については、県の試験研究機関である地方独立法人県産業技術センターや関係する大学と、販売促進、開発資金等の課題については、中小企業支援機関である(財)21あおもり産業創造支援センターと、その他、海外での販売、権利取得等については、独立行政法人日本貿易機構青森事務所等と連携して支援体制を構築することとしています。(図1)

#### 4. 条例制定による具体的な取り組み

##### (1) 青森県知的財産支援センターの設置

県、青森県知的所有権センター、(社)発明協会青

##### (2) 知的創造サイクルの推進施策

特許を活用した事業化にはアイデア段階から事業化段階まで連続的な支援が必要であることから、県

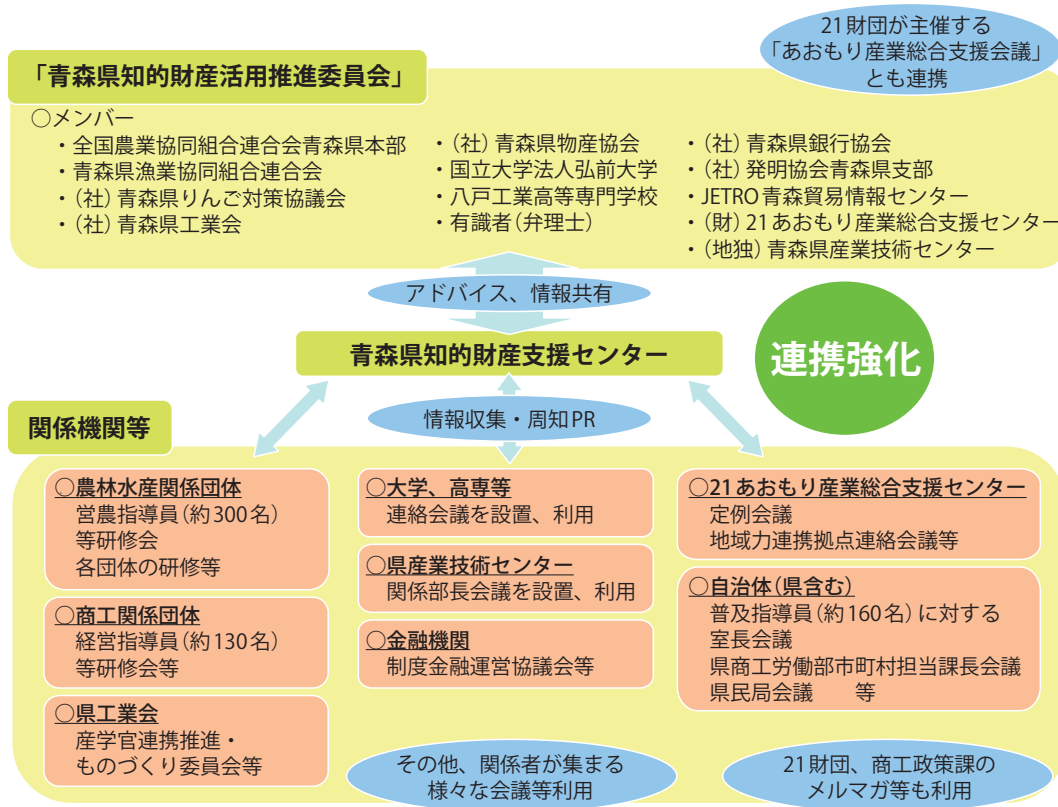


図1 関係機関との連携強化

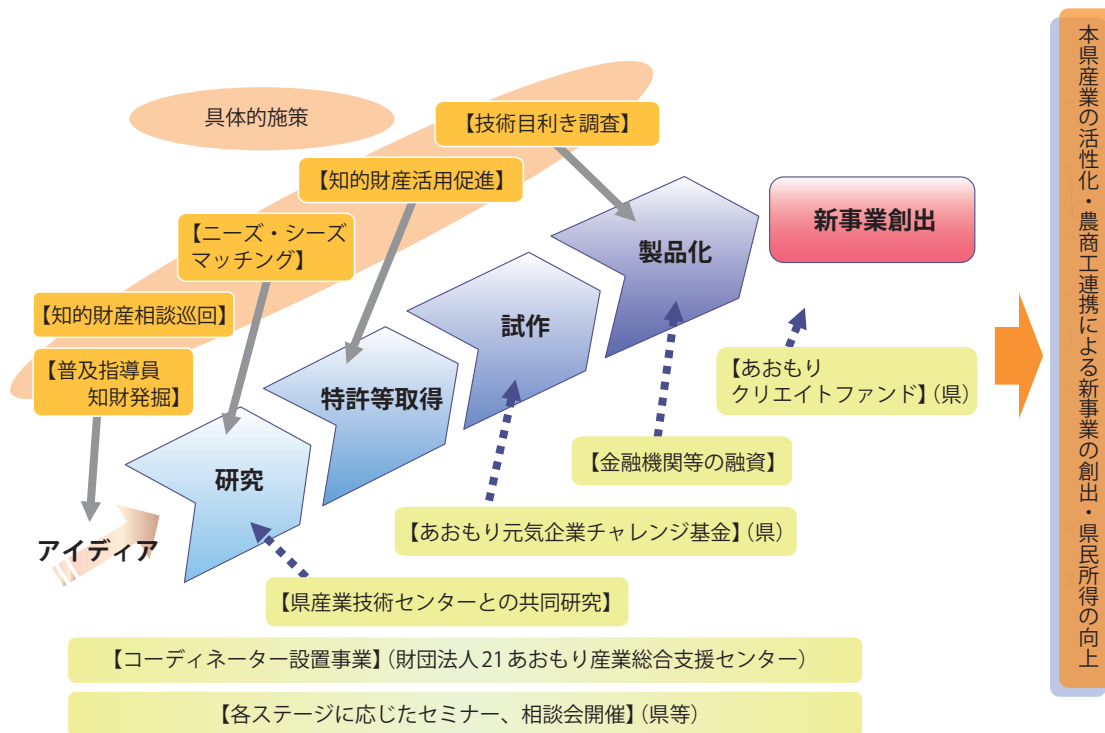


図2 知的創造サイクル推進スキーム

では、事業者に対して以下のような取り組みを実施しています。(図2)

### ①アイデア段階

県、独立行政法人産業技術センター、(財)21あおり産業創造支援センター等が企業ヒアリングで得た企業ニーズを集約するとともに、大学、試験研究機関等で使われないまま埋もれている技術シーズについても、事業者側で利用できるか判断しやすいように要点をまとめたシーズ集を作成し、これを活用して、全国の特許流通アドバイザーに情報提供し、マッチングを進めていくこととしています。

### ②研究開発段階

ニーズとシーズのマッチングができた技術が事業化されるためには、マッチングされた技術シーズが移転先の事業者のニーズにマッチしているのか十分な調査が必要であることから、これに要する調査費用の一部を助成する制度を創設しました。

また、特許出願については、出願前に特許情報活用アドバイザーにより、類似の技術がないか等のアドバイスを受けることができる制度があり、出願に際しては、出願アドバイザーから助言を受けることができる制度があります。

これらの権利化のための支援については、知的財産支援センターにおいて周知を行っています。

### ③事業化段階

試作段階に係る必要な費用に対しては、いくつかの助成制度がありますが、今年度から、農商工連携ファンド事業が開始され、農商工連携に関わるものであれば助成を行う制度を創設しました。

また、本格的に事業化に移行するためには、設備投資等の多額の費用が必要となり、金融機関からの融資等が必要になることが多くみられます。

特に、特許技術等の新たな技術を使用した製品については、その新規性、市場性を評価することが困難であることから、金融機関に相談のあった新技術で、

金融機関が適切に評価することが難しい技術について、技術の新規性、市場等を外部有識者の評価してもらい、金融機関の融資判断の参考としてもらう技術目利き制度の導入を検討しています。

## 5. 今後の課題

本県では、2003年5月に、中国の現地企業が「青森」を商標出願していることが発覚し、りんごをはじめとする青森県産品のブランド力の劣化と輸出に支障が生じるおそれが生じたため、中国政府への異議申し立てを行うなど、その解決までに約5年を要した経緯があります。

この経験から、海外への事業展開をするに当たっては、商標を登録することの重要性（知的財産の重要

性）を認識したところです。（図3）

また、経済のグローバル化、技術進歩の加速化の中で、今後、本県企業が生き延びていくためには、経営戦略とともに知的財産を戦略的、かつ効果的に活用していくことが重要であると考えます。

本県の特許出願数を増やす環境を整備しながら、一方では、出願するのではなくノウハウとして秘匿する必要のある技術については、管理体制を徹底する方法など、今後、知的財産に関する戦略を構築するための施策に取り組んでいく必要があると考えます。

県では、知的財産支援センターを開設して、約半年を経過しようとしています。その取組は緒についたばかりであり、今後とも、地道に知的財産の重要性・有効性について周知し、理解してもらうよう各種事業の実施に取り組んでいきたいと考えています。



図3 県産品シンボルマーク等の海外商標出願